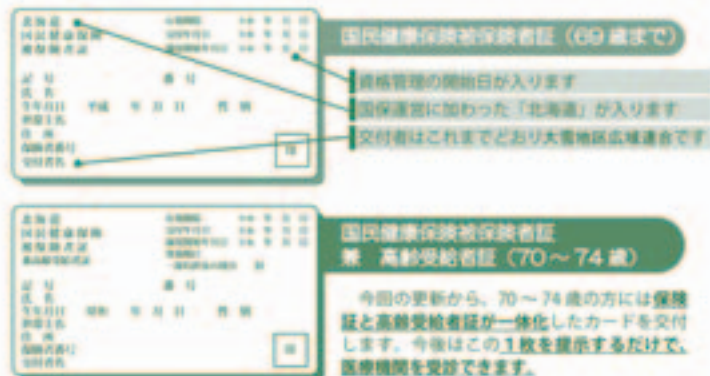


## 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証が更新となります

現在お持ちの被保険者証や各種認定証の有効期限は今年7月31日であるため、新しい保険証などを7月下旬に郵送しました。8月以降に医療機関を受診する際は、お手元に届いた新しい被保険者証などを窓口で提示してください。(表1) 今回から国民健康保険被保険者証の有効期限は1年間となります。



(表1)8月に更新となる各種被保険者証など

保険証は簡易書留郵便で郵送します。記載内容に誤りがないかご確認のうえ、8月1日から新しい保険証をご使用ください。(有効期限切れの被保険者証等は、新しいものが届いたら破棄してください)

国民健康保険 加入者	①国民健康保険高齢受給者証
	対象 加入者全員
	交付 世帯主の方に世帯員全員分を郵送します。 ※短期証が交付されている世帯は、役場税務課4番窓口まで受け取りに来てください。
	②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
対象 国保加入者全員が住民税非課税の世帯における70歳以上の方	
内容 医療機関での窓口負担限度額の適用、入院した際の食事負担額の軽減	
交付 該当者に郵送します。受理後、印鑑を持参のうえ、役場で申請手続きをしてください。	
後期高齢者医療保険 加入者	③後期高齢者医療被保険者証
	対象 加入者全員
	交付 該当者に郵送します。
	④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
対象 ・現役並み所得者(3割負担)のうち課税所得145万円以上690万円未満の方 ・世帯全員が住民税非課税の方	
内容 医療機関での窓口負担限度額適用、入院した際の食事負担額の軽減(非課税世帯の方)	
交付 該当者に郵送します。	

(表2)申請により適用が受けられる認定証

下記に該当する方は印鑑と新しい保険証を持参し、役場・定住促進課で申請手続きをしてください。

国民健康保険加入者	70歳以上	①国民健康保険限度額適用認定証
		対象 現役並み所得者(3割負担)のうち課税所得145万円以上690万円未満の方
	内容 医療機関での窓口負担限度額の適用	
	70歳未満	②国民健康保険限度額適用認定証
		対象 住民税課税の世帯の方
		内容 医療機関での窓口負担限度額の適用
③国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
対象 国保加入者全員が住民税非課税の世帯の方		
内容 医療機関での窓口負担限度額の適用、入院した際の食事負担額の軽減		

▶お問い合わせ先

大雪地区広域連合 国民健康保険対策室 ☎82-3697(内線562・563)  
東川町役場 定住促進課住民室 ☎82-2111(内線117)